

神奈川県私立高校生等奨学給付金【家計急変世帯対象給付】のお知らせ 令和7年1月から令和8年12月までに家計が急変した世帯が対象

- 神奈川県では、家計急変世帯に対して、私立高校生等の保護者（※）の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
（※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父又は母1名）を指します。
- 本案内は、**家計急変後の年収見込が490万円相当を下回る世帯を対象**としています。
令和8年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯や保護者全員の令和8年度の住民税所得割額（※）の合算額が0円（非課税）の世帯は、「通常給付」での申請となり、本案内の対象ではありません。
（※）道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額を指します。
- この制度は、授業料の負担を軽減する「高等学校等就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

1 給付を受けることができる方 ＜次の要件をすべて満たす世帯＞

- (1) **令和7年1月から令和8年12月までに家計急変事由（2参照）が発生していること**
- (2) **家計急変後の世帯の年収見込が所得基準（5参照）を満たしていると認められること**
 - ・ 年収見込が490万円を下回ることが所得基準の目安となります。
- (3) **認定基準日（※）現在、保護者が神奈川県内に居住していること**
- (4) **認定基準日（※）現在、高校生等（対象となる生徒）が高等学校等に在学していること**
 - ・ 令和8年度新入生で在留資格が「留学」の高校生等は対象となりません。
 - ・ 世帯に高校生等が複数いる場合、生徒1人ごとに申請が必要です。

（※）認定基準日

- ・ 令和8年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和8年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和8年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

＜例＞

- ・ 家計が急変した日が令和8年8月5日の場合 ➤ 認定基準日は令和8年9月1日
- ・ 家計が急変した日が令和8年10月1日の場合 ➤ 認定基準日は令和8年10月1日

2 家計急変事由

令和 7 年 1 月から令和 8 年 12 月の間に、次の家計急変事由が発生している必要があります。

- ・ 期間外に発生した事由の場合、記載がない事由の場合及び確認書類の提出がない場合は支給対象外

家計急変事由	確認書類（いずれもコピー可）
会社都合の退職、 雇止め	雇用保険受給資格者証(全面)又は会社発行の退職証明書 雇用保険受給資格者証において、離職理由コードが次のものであること。退職証明書の場合は、同等の理由が記載してあり、かつ離職日が期間内であること 11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)
自らが経営する会社の破産、倒産	破産手続開始決定通知書は破産手続開始決定日、個人事業廃業届出書は税務署の受理日が期間内であること
被災等	罹災証明書又は被災証明書(市町村発行のもの)で、被災した日が期間内であること
長期療養	医師の診断書(病院が発行のもの)又は会社の勤務状況証明(会社が発行したもの)でいずれも連続して 90 日以上就労が困難であることが記載されていて、かつ発病受傷日又は診断書及び勤務状況証発行日が期間内であること
障害者認定	障害者手帳で交付日が期間内であること
死亡	除籍謄本又は死亡診断書(死体検案書)で死亡日が期間内であること
離婚	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)で離婚日が期間内であること
行方不明	行方不明者届(旧搜索願)で受理日が期間内であること

3 提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第 1 号様式）
- ② 振込先登録用紙（第 2 号様式）
- ③ (生徒の) 国籍、在留資格確認書類
- ④ 家計急変理由書（様式 A）
- ⑤ 家計急変事由確認書類（2 の表参照）
- ⑥ 扶養誓約書（様式 D）
- ⑦ 令和 8 年度課税証明書
- ⑧ 家計急変後の収入証明書類

家計急変事由に応じて保護者全員分または保護者 1 名分を提出
(詳細は様式 A 参照)

4 支給単価 <世帯区分及び在学する学校の課程等により支給単価が異なります>

(1) 7月1日以前に家計が急変した場合は年額（下表のとおり）を支給します

世帯区分	新制度（※）		旧制度（※）	
	全日制等	通信制	全日制等	通信制
I 住民税非課税に相当する世帯	152,000 円	52,100 円	152,000 円	52,100 円
II 年収 270～380 万円に相当する世帯 (住民税所得割相当額 100～105,499 円)	50,670 円	17,370 円	—	—
III 年収 380～490 万円に相当する世帯 (住民税所得割相当額 105,500～182,499 円)	38,000 円	13,030 円	—	—

(※) 次の①～⑦に該当する高校生等は新制度、該当しない方は旧制度が適用されます。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(2) 7月2日以降に家計が急変した場合は月割額を支給します

<支給例（認定基準日が令和8年10月1日の場合）>

全日制に通う高校生等の保護者が、令和8年10月1日に解雇され、年収見込が住民税非課税に相当する世帯となった場合、認定基準日の属する月（この例では10月）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額）を支給します。

- ・ 令和8年10月～令和9年3月までの6か月分を月割支給
- ・ 年額 152,000 円×6 月／12 月 = 76,000 円を支給

5 所得基準

(1) 住民税非課税に相当する世帯（世帯区分 I）

- 家計急変後の保護者全員の年収見込が下表の基準額の範囲内となること。（保護者が複数いる場合、それぞれの保護者が基準額の範囲内であることが必要です。）

【基準額】

扶養人数	0 人	1 人	1 人 ひとり親	2 人	3 人	4 人	5 人
個人事業者（※1） 所得見込額（円）	450,000	1,120,000	1,350,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000
給与所得者（※2） 給与収入見込額（円）	1,100,000	1,770,000	2,044,000	2,216,000	2,716,000	3,216,000	3,704,000

※1 令和8年の年収見込（所得見込額：売上－必要経費）が、表中の見込額以下となること

※2 令和8年の年収見込（交通費等非課税額を除く給与収入額）が表中の見込額未満となること

(2) 年収 270～380 万円に相当する世帯（世帯区分Ⅱ）、年収 380～490 万円に相当する世帯（世帯区分Ⅲ）

- 家計急変後の保護者全員の年収見込が基準額の範囲内となること
- 基準額は「住民税所得割相当額」とし、下記の計算方法により算出します
- 基準額は保護者それぞれの住民税所得割相当額を合算したものとします
- 家計急変事由のない保護者は令和 8 年度課税証明書の住民税所得割額を合算します

【基準額】

世帯区分	住民税所得割相当額（円） 保護者全員の合算額
Ⅱ 年収 270～380 万円に相当する世帯	100～105,499
Ⅲ 年収 380～490 万円に相当する世帯	105,500～182,499

【計算方法】

$[(\text{①} - \text{②}) - \text{③}] \times \text{④} - \text{⑤} = \text{住民税所得割相当額}$

- ① 年収見込額（給与所得者：様式 B 参照 個人事業者：様式 C 参照）
- ② 給与所得控除額（給与所得者のみ）
- ③ 所得控除額（令和 8 年度課税証明書の額）
- ④ 住民税率（10.025%）
- ⑤ 税額控除（令和 8 年度課税証明書の額）

6 申請期限・提出先・支給時期

- 提出期限 **第 3 回：令和 8 年 10 月 30 日（金）、第 4 回：令和 9 年 1 月 8 日（金）**
- 提出先 **横浜女学院高等学校等 事務室** ※不備がないようにご確認ください。
- 支給時期 **令和 9 年 3 月中旬頃～令和 9 年 3 月下旬頃（予定）**
 - ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
 - ・ 申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
 - ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

7 制服が災害等により喪失・毀損した場合

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、支給額に加算がある場合があります。詳細は、問合せ先にご連絡ください。

8 お問合せ先

横浜女学院高等学校 事務室
電話番号 045-681-7767